

書（一括納付用）」を「年度 自動車税納税通知書（一括納付用）」に改める。
 別記第百二十五号様式（その三）中「（自動車税種別割・一括発付用）」を「（自動車税・一括発付用）」に改め、同様式（その三）の表「（自動車税種別割）」を「（自動車税）」に改め、同様式（その四）中「（自動車税種別割・個別発付用）」を「（自動車税・個別発付用）」に改め、同様式（その四）の表「（自動車税種別割）」を「（自動車税）」に改める。

別記第四十号様式（その二）を削り、同様式（その一）を同様式とする。

別記第四十三号様式（その二）及び別記第四十三号様式（その二）中「（不動産取得税・自動車税種別割用）」を「（不動産取得税・自動車税用）」とし、「（不動産取得税・自動車税種別割用）」を「（不動産取得税）」とする。

別記第四十五号様式（その二）中「（不動産取得税・自動車税環境性能割・自動車税種別割・狩猟税用）」を「（不動産取得税・自動車税・狩猟税用）」に改める。

別記第四十七号様式（その二）中「（不動産取得税・自動車税環境性能割・自動車税種別割・狩猟税用）」を「（不動産取得税・自動車税・狩猟税用）」に改め、同様式（その五）中「（身体障害者等自動車税環境性能割・自動車税種別割用）」を「（身体障害者等自動車税用）」とし、「第89条の8第1項第2号」を「第89条の9第1項」とし、「第89条の21第1項」を「第89条の9第1項」とし、「第89条の19」を「第89条の7」に改める。

別記第百五号様式から別記第百九号様式までを次のように改める。
 第105号様式から第109号様式まで 削除
 別記第百十九号様式を次のように改める。
 第119号様式 削除

に改める。

環境性能割	を
種別割	を

別記第百二十五号様式中「（自動車税種別割課税免除承認申請書）」を「（自動車税課税免除承認申請書）」とし、「第89条の10第 号」を「第85条第 号」と改める。
 別記第百二十一号様式中「（自動車税種別割課税免除承認通知書）」を「（自動車税課税免除承認通知書）」とし、「第89条の10第 号」を「第85条第 号」と改める。

別記第百二十二号様式（その一）中「（自動車税種別割納税証明書）」を「（自動車税納税証明書）」とし、「（自動車税種別割）」を「（自動車税）」に改め、同様式（その二）中「（自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造変更用）」を「（自動車税納税証明書（継続検査・構造変更用）」とし、「年度 自動車税種別割」を「年度 自動車税」に改める。

別記第百二十五号様式中「（自動車税種別割第二次納税義務免除申告書）」を「（自動車税第二次納税義務免除申告書）」とし、「第89条の19」を「第89条の7」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
 （経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十五号

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名、第一条及び第二条中「の種別割」を削る。

第六条中「の種別割」を削り、「第八十九条の十八」を「第八十九条の六」に改める。

第七条中「の種別割」を削る。

別記第一号様式中 「 自 動 車 税 （ 種 別 割 ） 証 紙
 Automobile Tax (Category Base) Stamp」を

「自動車税証紙
Automobile Tax Stamp」に改める。

別記第三号様式から別記第六号様式までの規定中

「自動車税(種別割)に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE)」を

「自動車税に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX」に改める。

別記第七号様式中「自動車税(種別割)」を「自動車税」に、
「the automobile tax (category base)」を「the automobile tax」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の合衆国軍隊の構成員等、契約者又は
軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する
条例施行規則別記第一号様式による自動車税証紙で残存するものについては、その残
存分に限り、これに所要の調整をして売りさばくことができる。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十六号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正す
る。

第十七条中「に本庁の揭示場(廨にあつては、廨の揭示場)に揭示すること」を削
る。

第八十三条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを
一号ずつ繰り上げる。

別表第一山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所の項の次に次のように加える。

山口県立岩国高等学校

山口県立岩国高等学校附属中学校

別表第一山口県立厚狭高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立下関西高等学校

山口県立下関西高等学校附属中学校

別表第三山口県立周防大島高等学校の出納員の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の改正規定 公布の日

二 第十七条の改正規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)
附則第一条第十二号に規定する規定の施行の日
(経過措置)

2 この規則の施行の日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の
出納及び保管については、なお従前の例による。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十七号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年山口県規則第五十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条の表中「第七十七条の十一第三項」を「第五十八条第三項」に、「第七十七
条の十第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「の種別割」及び「及び山口県
税賦課徴収条例第八十九条第一項又は第八十九条の二第一項若しくは第二項の規定によ
つて納付する自動車税の環境性能割額(地方税法第七十条の規定によつて納付する当
該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)」を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。



山口県訓令第2号

県 税 務 所

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例取扱規程（昭和二十七年山口県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「の種別割」を削る。

第二条中「自動車税（種別割） 証紙請求書」を「自動車税証紙請求書」に改める。

第三条中「自動車税（種別割） 証紙受払整理簿」を「自動車税証紙受払整理簿」に改める。

第五条中「自動車税（種別割） 証紙交付簿」を「自動車税証紙交付簿」に改める。

第六条中「前年度自動車税（種別割） 証紙売りさばき明細書」を「前年度自動車税証紙売りさばき明細書」に改める。

別記第一号様式中「 年度分自動車税（種別割） 証紙請求書」を

「 年度分自動車税証紙請求書」に改める。

別記第二号様式中「自動車税（種別割） 証紙受払整理簿」を「自動車税証紙受払整理簿」に改める。

別記第三号様式中「自動車税（種別割） 証紙交付簿」を「自動車税証紙交付簿」に改める。

別記第四号様式中「 年度自動車税（種別割） 証紙売りさばき明細書」を

「 年度自動車税証紙売りさばき明細書」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日印刷
令和八年三月三十一日発行

発行人 山口県庁
山口県知事